

改正後	改正前
<p data-bbox="190 183 1086 279">金ケ崎町建設関連業務の委託契約に係る最低制限価格に関する事務処理要領</p> <p data-bbox="840 311 1108 422">平成27年5月1日 告示第89号</p> <p data-bbox="145 454 246 486">(趣旨)</p> <p data-bbox="100 518 1108 869">第1 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務の委託に関する契約(以下「建設関連業務委託契約」という。)について最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="145 973 548 1005">(最低制限価格を定める契約)</p> <p data-bbox="100 1037 1108 1204">第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が<u>100万円</u>以上(消費税額及び地方消費税額を含む。)の建設関連業務委託契約とする。</p> <p data-bbox="145 1236 526 1268">(最低制限価格の算出方法)</p> <p data-bbox="100 1300 1108 1476">第3 最低制限価格は、別表第1に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、設計額算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額を基に、金ケ崎町財務規則(平成15年金ケ崎町規則第21号)第112条に規</p>	<p data-bbox="1220 183 2116 279">金ケ崎町建設関連業務の委託契約に係る最低制限価格に関する事務処理要領</p> <p data-bbox="1848 311 2116 422">平成27年5月1日 告示第89号</p> <p data-bbox="1176 454 1276 486">(趣旨)</p> <p data-bbox="1131 518 2139 933">第1 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務の委託に関する契約(以下「建設関連業務委託契約」という。)について最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1176 973 1579 1005">(最低制限価格を定める契約)</p> <p data-bbox="1131 1037 2139 1204">第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が<u>50万円</u>以上(消費税額及び地方消費税額を含む。)の建設関連業務委託契約とする。</p> <p data-bbox="1176 1236 1556 1268">(最低制限価格の算出方法)</p> <p data-bbox="1131 1300 2139 1476">第3 最低制限価格は、別表第1に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、設計額算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額を基に、金ケ崎町財務規則(平成15年金ケ崎町規則第21号)第112</p>

定する契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、設計額に⑤及び⑥に掲げる割合を乗じて得た額をそれぞれ下限及び上限とする。

(最低制限価格による判定)

第4 入札執行者は、開札の結果、第3の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。この場合、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

別表第1

業務区分	①	②	③	④	⑤ (下限)	⑥ (上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の1	解析等調査業務費の額に1分の5を	諸経費の額に10分の5を	3分の2	10分の8.5

条に規定する契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、設計額に⑤及び⑥に掲げる割合を乗じて得た額をそれぞれ下限及び上限とする。

(最低制限価格による判定)

第4 入札執行者は、開札の結果、第3の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。この場合、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

別表第1

業務区分	①	②	③	④	⑤ (下限)	⑥ (上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の1	解析等調査業務費の額に1分の4.8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5

		9を乗じて得た額	0分の8を乗じて得た額	乗じて得た額		
補償関係 コンサル タント業 務	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原 価の額に 10分の 9を乗じ て得た額	一般管理 費等の額 に10分 の5を乗 じて得た 額	10分の 6	10分の 8.1
土木関係 建設コン サルタン ト業務	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原 価の額に 10分の 9を乗じ て得た額	一般管理 費等の額 に10分 の5を乗 じて得た 額	10分の 6	10分の 8.1
建築関係 建設コン サルタン ト業務	直接人件 費の額	特別経費 の額	技術料等 経費の額 に10分 の6を乗 じて得た 額	諸経費の 額に10 分の6を 乗じて得 た額	10分の 6	10分の 8.1

		9を乗じて得た額	0分の8を乗じて得た額	5を乗じて得た額		
補償関係 コンサル タント業 務	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原 価の額に 10分の 9を乗じ て得た額	一般管理 費等の額 に10分 の4.5を 乗じて得 た額	10分の 6	10分の 8
土木関係 建設コン サルタン ト業務	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原 価の額に 10分の 9を乗じ て得た額	一般管理 費等の額 に10分 の4.8を 乗じて得 た額	10分の 6	10分の 8
建築関係 建設コン サルタン ト業務	直接人件 費の額	直接経費 の額	技術料等 経費の額 に10分 の6を乗 じて得た 額	一般管理 費等の額 に10分 の6を乗 じて得た 額	10分の 6	10分の 8

備考 改正部分は、下線の部分である。

施行年月日 令和8年4月1日